

京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 日 時 令和2年11月5日(木) 午前10時から11時まで

2 場 所 Zoomによるweb会議

3 出席者 委 員 渡邊委員長、荒川委員、上田委員、大下委員、勝見委員、
黒坂委員、佐古委員、清水委員、高野委員、田中委員、徳地委員、
成瀬委員、布野委員、吉村委員
(14名)

事務局 松山技監、五十嵐環境管理課長、ほか関係職員
関係機関 大阪府環境保全課、枚方市環境指導課、京田辺市環境課、
京都府山城北保健所、京都府自然環境保全課

4 内容

(1) 開会、あいさつ

- ・ 松山技監あいさつ
- ・ 会議の成立の報告

(2) 議事

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
について

ア 手続の状況等について

事務局から配付資料(資料4、6～10)を用いて、手続の状況、一般意見に対する
事業者見解、京田辺市長意見、大阪府意見の検討状況及び関係課の意見並びにこれら
意見等を踏まえた答申(素案)について説明

イ 意見交換

委員による意見交換の内容は次のとおり。

(委員)

答申(素案)について議論し、できれば今日まとめることを目指したい。
(各委員了承)

(委員)

これまでの経過や全体のまとめ方についての質問など意見を伺いたい。

(委員)

資料10の6ページ(4)動物・植物の項目、文化財保護課から意見について、2段落目
「今後新たに生息個体及び生息地が確認されたら、協議をしてほしい」と書いてある。
これについて、答申(素案)には、入っていないがどう考えるか。

(事務局)

文化財保護課からの意見については、事業者が行うべき手続に関する教示であるため、
本委員会の答申とは別に事業者へ伝達する。

(委員)

委員の御質問に対して、意見は答申に反映しないで、関連する意見に含めて対応する
ということか。その場合、意見の発信者は環境管理課か。

(事務局)

環境管理課長の意見として、知事意見とは別にして事業者へ伝達することを考えている。

(委員)

了解した。

(委員)

ミゾコウジュについて、以前は生息していて、この度の調査では生息していないことが分かったとのことだが、今後、再び、どこかに生息するかもしれない。

こうしたことは、あり得ることだと考えるが、答申(素案)に反映しなくてよいのか。

(委員)

ミゾコウジュについて、以前の調査で見つかった場所は、今回の対象事業区域の外側に位置しているため、対象事業そのものとは直接関係ないとする。

(委員)

2個別事項(2)騒音・超低周波音・振動について、資料10の4ページの下から2番目に、京田辺市から低周波音に関して、「供用時において、施設の点検・整備等を徹底することにより低周波音の低減に努めること」とあるが、施設から出る音についての意見が答申(素案)に反映されていないので、それも反映してはどうかと考える。

また、現状の答申(素案)では、(2)騒音・超低周波音・振動に係る意見がアとイに分かれているが、似たような意見が記載されているため、一つに統合した方がよい。

例えば、アの「事業の実施に当たっては」の部分を、「事業の実施に当たっては騒音が増加することがないように」とすれば、現行案のイの内容を含むことができると考える。

新たなイとして、先ほどの京田辺市の意見を踏まえつつ、低周波音に限定せず騒音も対象として、「供用時において、施設の点検・整備等を徹底することにより、騒音・低周波音の低減に努めること」としてはどうか。

(事務局)

いただいた2点の意見を答申に反映させていただく。

(委員)

別紙の冒頭2段落目に「事業の実施に当たっては環境保全性や資源循環性を重視し、次のことに留意すべき」とあるが、「環境保全性や資源循環性」を記載する意味があるか。今回敢えて書き入れた理由は何か。

(事務局)

「環境保全性や資源循環性」は、準備書の中で、「事業者が重視して取り組む」対象として記載されており、それを再確認する意味で記載した。

御指摘のとおり、その意味するところは明確とはいえないため、「環境保全性や資源循環性」の部分については、差し支えなければ削除させていただきたい。

(委員)

中途半端な表現はやめておいた方がよい。

(委員)

水質について、前回の委員会においても色々な意見があったところであるが、いかがか。

(委員)

水質に関しては、これで結構だと考える。

(委員)

動物・植物・生態系の項目についてはいかがか。

(委員)

オオタカについて、前回の委員会の意見をよく反映してあるため、この答申（素案）で、特に問題ないとする。

(委員)

廃棄物についてはいかがか。

(委員)

よいとする。

(委員)

答申（素案）について、事務局として委員に特に意見を求めたい部分はあるか。

(事務局)

2 個別事項（7）温室効果ガス等 アについて、前回の委員会において、事業者として施設利用車両はガソリン車のままでよいのか、今すぐはできなくても将来的には温室効果ガスを減らそうとする姿勢を示すことはできないかとの意見をいただいたことを踏まえ、答申（素案）に反映したものであるが、意見をいただきたい。

(委員)

将来の技術展開を明確に読めない中で、答申（素案）のような記載が適当だと考える。

(委員)

2 個別事項（7）温室効果ガス等 イについて、本施設が立地する自治体の地球温暖化対策実行計画の「本施設が立地する自治体」というのは、京田辺市のことか。

(事務局)

京田辺市及び京都府を想定している。

(委員)

両自治体の実行計画だけを参照することでよいか。それらのみで限定する理由はないのではないか。表現を改めた方がよい。

(事務局)

意見を踏まえて修正する。

(委員)

2 個別事項（5）景観について、「建物及び煙突等のデザイン及び色彩」となっているが、並列関係がわかりにくい。「及び」を2回用いるのではなく、「や」、「並びに」又は「・」などを用いる方法もあるので、わかりやすくなるように表現を工夫した方がよい。

(事務局)

意見を踏まえて修正する。

ウ 今後の進め方

本件の答申取りまとめに向けた進め方として、次のとおり了承された。

- ・ 答申（素案）に追加の意見がある場合、1 週間以内に事務局へ連絡する。
- ・ 事務局において、意見を踏まえた答申（案）を作成し、委員に確認を依頼する。
なお、提出される予定の大阪府知事意見を踏まえて答申（案）を作成する。
- ・ 委員会は開催せず、文言調整等を委員長に一任し、答申を取りまとめる。